

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(113) … 2
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (114) …… 2
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (115) …… 2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (116) …… 2
- 告 示**
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (614) …… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (615) …… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (616) …… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (617) …… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (618) …… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (619) …… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (620) …… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (621) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (622) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (623) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (624) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (625) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (626) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (627) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (628) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (629) …… 4
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し並びに世田谷区印鑑条例に基づく印鑑登録の取消し及び印鑑登録証明書の無効の告示 (630) …… 4

- 世田谷区契約事務規則に基づく契約担当者委任の告示 (631) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (632) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (633) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (634) …… 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (635) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (636) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (637) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (638) …… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (639) …… 5
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示 (640) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (641) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (642) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (643) …… 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (644) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (645) …… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (646) …… 6
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (647) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (648) …… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (649) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (650) …… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定及び区域決定の告示 (651) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (652) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (653) …… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (654) …… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (655) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (656) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (657) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (658) …… 7

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (659) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (660) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (661) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (662) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (663) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (664) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (665) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (666) …… 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (667) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (668) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (669) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (670) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (671) …… 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (672) …… 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (673) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (674) …… 9
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (675) …… 9
- 介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示 (676) …… 9
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (82) …… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (83) …… 9
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく変更の事業計画縦覧の公告 (84) …… 9
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (85) …… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (86) …… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (87) …… 9
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (8) …… 9

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和3年8月31日
 世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

世田谷区規則第113号

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第114号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第115号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第116号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

第1条 世田谷区長の職務代理順序に関する規則（平成11年6月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

本則中「宮崎 健二」を「中村 哲也」に、「中村 哲也」を「岩本 康」に、「岩本 康」を「宮崎 健二」に改める。

第2条 世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を次のように改正する。

本則中「第2順位 岩本 康」を「第3順位 宮崎 健二」を「第2順位 岩本 康」に改める。

附則

この規則中第1条の規定は令和3年9月1日から、第2条の規定は同月8日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和38年12月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2 災対都市整備部の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和40年3月世田谷区規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の次に次の1条を加える。

（証票）

第1条の3の2 区長は、法第77条の2第2項（法第78条第4項において準用する場合を含む。）の規定による生活保護費等徴収金（法第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金をいう。以下同じ。）の徴収に関する事務に従事する職員（以下「徴収金徴収職員」という。）が次に掲げる職務に従事する場合には、当該徴収金徴収職員に世田谷区生活保護費等徴収金徴収職員証（第1号の2の2様式。以下「証票」という。）を携帯させなければならない。

- (1) 生活保護費等徴収金の徴収
- (2) 財産の差押えに関する調査のための質問、検査又は捜索
- (3) 生活保護費等徴収金に関する滞納処分のための財産の差押え

2 徴収金徴収職員は、前項各号に掲げる職務に従事する場合において、関係者の請求があったときは、証票を提示しなければならない。

3 徴収金徴収職員は、その身分を失ったときは、速やかに証票を区長に返還しなければならない。

4 区長は、証票を交付するとき又は交付した証票が返還されたときは、証票交付台帳にその都度、徴収金徴収職員の氏名、所属名その他必要な事項を記載し、これを管理しなければならない。

第1号の2様式の(2)の次に次の1様式を加える。

様式省略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める規則（令和2年11月世田谷区規則第120号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第614号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年8月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第615号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年8月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第616号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年8月2日

◎世田谷区告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-20
- 2 変更の区間 世田谷区祖師谷六丁目684番24
- 3 変更の区域
延長 4.80メートル
幅員 1.12メートルから1.17メートルまで
面積 6.86平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年8月3日

◎世田谷区告示第618号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 23-D152-06
- 2 変更の区間 世田谷区経堂一丁目51番8の内
- 3 変更の区域
延長 12.11メートル
幅員 0.13メートルから0.19メートルまで
面積 1.87平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年8月3日

◎世田谷区告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原一丁目115番1の内
- 3 変更の区域
延長 14.20メートル
幅員 0.19メートルから0.24メートルまで
面積 3.34平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年8月3日

◎世田谷区告示第620号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区桜丘四丁目2780番13

(2) 世田谷区桜丘四丁目2780番12

3 変更の区域

(1) 延長 19.91メートル

幅員 0.27メートルから

0.28メートルまで

面積 5.55平方メートル

(2) 延長 21.65メートル

幅員 0.20メートル

面積 5.38平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月3日

◎世田谷区告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称

株式会社フ

ァイマーズ

2 主たる事務所の所在地

東京都小金

井市前原町

三丁目38番

8号

3 事業所の名称

ファイマー

ズコードケ

ア

4 事業所の所在地

東京都世田

谷区南烏山

五丁目32番

14号アルファ

ビル1-403

5 事業所番号

1331204808

6 事業の種類

特定相談支

援事業

7 事業の主たる対象者

特定なし

8 廃止の年月日

令和2年12

月1日

◎世田谷区告示第622号

児童福祉法(昭和22年法律第164条)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和3年8月3日

世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称

株式会社フ

ァイマーズ

2 主たる事務所の所在地	東京都小金井市前原町三丁目38番8号
3 事業所の名称	ファイマーズコードケア
4 事業所の所在地	東京都世田谷区南烏山五丁目32番14号アルファビル1-403
5 事業所番号	1371200955
6 事業の種類	障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 廃止の年月日	令和2年12月1日

◎世田谷区告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 41-2

(2) 55-18

2 変更の区間

(1) 世田谷区松原四丁目1052番101から1052番95まで

(2) 世田谷区松原四丁目1052番102

3 変更の区域

(1) 延長 22.61メートル

幅員 0.27メートルから

0.35メートルまで

面積 6.88平方メートル

(2) 面積 0.99平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月4日

◎世田谷区告示第624号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区南烏山一丁目117番95

3 変更の区域

延長 19.29メートル

幅員 0.00メートルから

0.65メートルまで

面積 12.15平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月4日

◎世田谷区告示第625号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

11-D071-04

2 変更の区間

世田谷区大原一丁目1101番8の内

3 変更の区域

延長 11.81メートル

幅員 0.60メートルから

0.68メートルまで

面積 7.71平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月4日

◎世田谷区告示第626号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

41-21

2 変更の区間

世田谷区深沢三丁目6番295の内

3 変更の区域

延長 9.51メートル

幅員 0.02メートルから

0.04メートルまで

面積 0.33平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月4日

◎世田谷区告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区砧三丁目206番28から206番25まで

3 変更の区域

延長 16.57メートル

幅員 1.05メートルから

1.07メートルまで

面積 17.58平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月4日

◎世田谷区告示第628号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D187-17
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目760番27
- 3 変更の区域
延長 10.58メートル
幅員 0.18メートルから
0.21メートルまで
面積 2.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月4日

◎世田谷区告示第629号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G106
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区宮坂一丁目2432番2地先無番から2429番2地先無番まで
(新)世田谷区宮坂一丁目2432番2地先無番から2429番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年8月4日

◎世田谷区告示第630号

令和3年6月23日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届、世田谷区印鑑条例(昭和50年3月世田谷区条例6号)第4条の規定に基づく印鑑登録申請は、いずれも事実に基づかない届出であることが判明したため、これらに基づく住民票の記載及び印鑑登録(印鑑登録番号45-207711)を取り消す。

なお、次の印鑑登録証明書は、これを無効とする。

令和3年8月5日

世田谷区長 保坂展人

印鑑登録証明書

- 1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区羽根木二丁目3番5号
氏名 山田 修一
- 2 交付年月日
令和3年6月23日

◎世田谷区告示第631号

契約担当者の委任について

世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世

田谷区規則第4号)第3条第2項の規定に基づき、区の契約担当者としてその所管に属する事務を次のように委任した。

令和3年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委任を解除した契約担当者
区立代田小学校校長
- 2 委任した契約担当者
区立代田小学校副校長
- 3 委任した契約事務
区立代田小学校の事務に係る次に掲げる契約
(1) 定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約
(2) 各学校において使用する給食物資の供給に係る契約
(3) 前2号に掲げるもの以外の契約で1件予定価格(長期継続契約の場合は、当該契約の年額)500,000円以下の契約(不動産の買入れ及び借入れに係るもの、工事請負契約、ガソリンの単価契約並びに予定価格180,000,000円以上となることが見込まれる工事に係る基本構想及び設計の契約を除く。)
- 4 委任する期間
令和3年7月28日から委任し、終期については告示でこれを定める。

◎世田谷区告示第632号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 21-4
(2) 28-1
(3) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区桜丘四丁目3332番3の内から3331番5まで
(2) 世田谷区桜丘四丁目3332番3の内
(3) 世田谷区桜丘四丁目3332番3の内から3334番6まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 40.31メートル
幅員 0.49メートル
面積 20.06平方メートル
(2) 延長 34.56メートル
幅員 0.13メートルから
0.22メートルまで
面積 18.91平方メートル
(3) 延長 38.68メートル
幅員 1.76メートルから
1.77メートルまで
面積 68.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月6日

◎世田谷区告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三宿二丁目392番15の内
- 3 変更の区域
延長 6.49メートル
幅員 0.17メートル
面積 1.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月6日

◎世田谷区告示第634号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-28
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘三丁目2700番7の内
- 3 変更の区域
延長 10.68メートル
幅員 0.14メートルから
0.18メートルまで
面積 1.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月6日

◎世田谷区告示第635号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和3年8月10日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区北鳥山九丁目18番先
- 3 指定年月日
令和3年8月10日

◎世田谷区告示第636号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区若林二丁目545番38の内から545番10の内まで
(2) 世田谷区若林二丁目545番38の内から545番10の内まで

3 変更の区域
(1) 延長 14.97メートル
幅員 0.14メートルから0.15メートルまで
面積 2.22平方メートル
(2) 延長 5.67メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.02平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年8月11日

◎世田谷区告示第637号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年8月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北沢四丁目902番11の内

3 変更の区域
延長 6.33メートル
幅員 0.29メートルから0.31メートルまで
面積 2.59平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年8月11日

◎世田谷区告示第638号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
55-39

2 変更の区間
世田谷区給田三丁目704番2から704番18まで

3 変更の区域
延長 62.07メートル
幅員 4.03メートルから4.10メートルまで
面積 252.62平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年8月13日

◎世田谷区告示第639号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和3年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月13日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
42-D408-02

2 廃止する起終点
世田谷区給田三丁目704番2

3 道路の延長
61.97メートル

4 道路の幅員
3.43メートルから4.10メートルまで

5 道路の面積
240.64平方メートル

6 廃止の期日
令和3年8月13日

◎世田谷区告示第640号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。
令和3年8月13日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
玉川田園調布会

2 区域
世田谷区玉川田園調布一丁目及び玉川田園調布二丁目全域

3 主たる事務所
東京都世田谷区玉川田園調布一丁目9番12号

4 代表者の氏名及び住所
石川 俊一
東京都世田谷区玉川田園調布二丁目5番18号

5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
長沼 雅子
東京都世田谷区玉川田園調布一丁目17番13号

◎世田谷区告示第641号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区奥沢四丁目27番3

3 変更の区域
延長 11.16メートル
幅員 0.18メートル

面積 2.03平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年8月16日

◎世田谷区告示第642号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区三宿二丁目392番18の内

3 変更の区域
延長 9.43メートル
幅員 0.14メートルから0.31メートルまで
面積 2.61平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年8月16日

◎世田谷区告示第643号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和3年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年8月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区三宿二丁目392番18の内

3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.14メートル
面積 0.007平方メートル

◎世田谷区告示第644号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和3年8月16日
世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号
第2878号

2 指定変更年月日
令和3年8月13日

3 指定変更の位置
世田谷区桜新町二丁目512番12の一部

4 道路の幅員
1.00メートル

5 道路の延長
7.94メートル

6 申請者氏名
株式会社三ツ矢ブレイトニクス
代表取締役 草間 信頼

◎世田谷区告示第645号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区桜二丁目613番19

(2) 世田谷区桜二丁目613番20

3 変更の区域

(1) 延長 3.22メートル

幅員 0.93メートルから

0.94メートルまで

面積 3.01平方メートル

(2) 延長 8.37メートル

幅員 1.25メートル

面積 10.51平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月16日

◎世田谷区告示第646号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

22-D112-04

2 変更の区間

世田谷区上北沢三丁目868番26から868番25まで

3 変更の区域

延長 10.10メートル

幅員 0.22メートルから

0.24メートルまで

面積 2.38平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月17日

◎世田谷区告示第647号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

第184号

2 指定年月日

令和3年8月

17日

3 指定する道路の種別

都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路

4 指定する道路の区域

世田谷区船橋一丁目122番11、124番6の一部、122番10、122番

2 先無番1の一部、122番
2 先無番2、124番6先無番、122番9、122番2、2990番26の一部
5 指定する道路の幅員 8.50メートル
6 指定する道路の延長 19.58メートル

◎世田谷区告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-15

2 変更の区間

世田谷区世田谷一丁目188番42の内

3 変更の区域

延長 6.04メートル

幅員 0.19メートルから

0.20メートルまで

面積 3.23平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月18日

◎世田谷区告示第649号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

31-D310-05

2 変更の区間

世田谷区世田谷一丁目188番42の内

3 変更の区域

延長 10.71メートル

幅員 0.85メートルから

0.91メートルまで

面積 9.44平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月18日

◎世田谷区告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間
世田谷区等々力一丁目79番14の内から79番13の内まで
3 変更の区域
延長 16.38メートル
幅員 0.17メートル
面積 2.90平方メートル
4 供用開始の期日
令和3年8月18日

◎世田谷区告示第651号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

11-G185

2 指定する起終点

世田谷区北沢二丁目1082番2の内から1087番4の内まで

3 道路の延長

109.07メートル

4 道路の幅員

4.00メートルから

13.33メートルまで

5 道路の面積

741.69平方メートル

6 用途

区管理道路（自転車歩行者道）

◎世田谷区告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区赤堤一丁目234番23の内

3 変更の区域

延長 13.57メートル

幅員 0.20メートルから

0.24メートルまで

面積 3.08平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月18日

◎世田谷区告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

<p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区砧三丁目208番18の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.46メートル 幅員 0.36メートルから 0.52メートルまで 面積 3.31平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月18日</p>	<p>0.21メートルまで 面積 3.23平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月20日</p>	<p>令和3年8月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第654号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和3年8月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスヨウコー三鷹</p> <p>2 事業所の所在地 東京都三鷹市下連雀六丁目6番51号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ヨウコーキャッスル三鷹</p> <p>4 指定年月日 令和3年8月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第657号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D333-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目47番70の内から47番68の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.99メートル 幅員 0.61メートル 面積 6.74平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月20日</p>	<p>◎世田谷区告示第660号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1455番15の内から1455番16の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.87メートル 幅員 0.64メートル 面積 6.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月24日</p>
<p>◎世田谷区告示第655号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和3年8月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスみんなの家6丁目</p> <p>2 事業所の所在地 東京都三鷹市下連雀六丁目6番51号</p> <p>3 事業者の名称 有限会社まんまる</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和3年7月26日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第658号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和3年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D333-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目47番70の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.17メートル 幅員 0.61メートル 面積 0.10平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第661号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目73番130の内から73番129まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.22メートル 幅員 0.18メートル 面積 3.05平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月24日</p>
<p>◎世田谷区告示第656号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目76番32の内から76番10の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.10メートル 幅員 0.18メートルから</p>	<p>◎世田谷区告示第659号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区給田五丁目12番1の内から18番3の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.68メートル 幅員 0.13メートルから 0.16メートルまで 面積 2.44平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日</p>	<p>◎世田谷区告示第662号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年8月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 43-D502-03</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目73番130の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.72メートル 幅員 0.19メートルから 0.20メートルまで 面積 1.35平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年8月24日</p>

世田谷区公報

◎世田谷区告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢四丁目1119番61の内
- 3 変更の区域
延長 5.04メートル
幅員 0.15メートルから
0.16メートルまで
面積 0.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月25日

◎世田谷区告示第664号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-48
- 2 変更の区間
世田谷区深沢一丁目5番8の内
- 3 変更の区域
延長 12.23メートル
幅員 0.04メートル
面積 1.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年8月25日

◎世田谷区告示第665号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-48
- 2 変更の区間
世田谷区深沢一丁目5番8の内
- 3 変更の区域
延長 0.18メートル
幅員 0.04メートル
面積 0.007平方メートル

◎世田谷区告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年8月25日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
59-19
- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目171番9
- 3 変更の区域
延長 12.02メートル
幅員 0.81メートルから
0.84メートルまで
面積 10.05平方メートル

◎世田谷区告示第667号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2879号
- 2 指定変更年月日 令和3年8月24日
- 3 指定変更の位置 世田谷区桜新町一丁目453番3の一部
- 4 すみ切りの廃止 1.04平方メートル
- 5 申請者氏名 森山 秀文

◎世田谷区告示第668号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G019
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区大原一丁目1269番26地先無番から1269番25地先無番まで
(新)世田谷区大原一丁目1269番26地先無番から1269番18地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年8月26日

◎世田谷区告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区下馬三丁目53番4地先無番

3 変更の区域

延長 13.40メートル
幅員 1.56メートル
面積 20.97平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年8月26日

◎世田谷区告示第670号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-G086
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区下馬三丁目53番16地先無番から53番4地先無番まで
(新)世田谷区下馬三丁目53番16地先無番から53番29地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年8月26日

◎世田谷区告示第671号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-G086-01
- 2 指定する起終点
世田谷区下馬三丁目53番4地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第672号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
チャームケアプランセンター経営
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区宮坂三丁目6番10号
- 3 事業者の名称
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
- 4 指定年月日
令和3年9月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第673号

介護保険法(平成9年法律第123号)第

78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年8月27日

世田谷区長 保坂展人
1 事業所の名称 城山介護24時間サービス

- 2 事業所の所在地 東京都八王子市川町843番地4
- 3 事業者の名称 八王子保健生活協同組合
- 4 廃止届受理年月日 令和3年8月16日
- 5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区玉堤一丁目2362番11
- 3 変更の区域
延長 25.00メートル
幅員 0.15メートルから0.18メートルまで
面積 4.15平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年8月30日

◎世田谷区告示第675号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年8月30日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示676号

介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、同法第144条の2の規定に基づき、次のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示する。

令和3年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 LINE Pay株式会社
所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
(2) 名称 ビリングシステム株式会社
所在地 東京都千代田区内幸町一

丁目1番1号
(3) 名称 Pay Pay株式会社
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 委託期間 令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

公 告

◎世田谷区公告第82号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月2日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢四丁目33番28 33番37 33番37先無番の一部 33番37先無番先無番の一部	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

◎世田谷区公告第83号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月16日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町三丁目103番4 103番63	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

◎世田谷区公告第84号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定による定款及び事業計画の変更の認可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域
二子玉川第2スカイハイツ
東京都世田谷区玉川一丁目1937番44

- 2 縦覧の開始の日 令和3年8月18日
- 3 縦覧の場所 世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 4 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第85号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和3年8月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第86号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力八丁目79番9 79番34 79番35 79番36 79番37 79番38	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介

◎世田谷区公告第87号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区八幡山二丁目39番8の一部	東京都港区芝浦四丁目5番4号 トーセイ株式会社 代表取締役 山口 誠一郎

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第13回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年8月20日

世田谷区農業委員会会長

六戸 幸男

- 1 開催日時 令和3年8月27日(金) 午後3時00分

<p>2 開催場所 区役所第二庁舎第5委員会室</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について</p> <p>(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について</p> <p>(3) 第3号議案 その他の事項について</p>		
---	--	--